ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

労働市場分析レポート　第62号　平成28年3月1日

# 求人倍率の上昇と産業別求人の動向

平成27年の有効求人倍率は1.20倍となり、平成21年の0.47倍から0.73ポイントと大きな上昇を示した。今回の有効求人倍率の上昇過程を過去の数値と比較するとともに、産業別にみた新規求人数の動向を分析する。

## １．改善が続く有効求人倍率

有効求人倍率は、平成21年の0.47倍から継続的に上昇し、平成27年には1.20倍となった（図1）。

今回の雇用情勢の改善過程（「平成21年から27年まで」）における有効求人倍率の上昇の大きさは0.73ポイントで、過去の雇用情勢改善過程と比べると、上昇期間にそれぞれ違いはあるものの、「昭和61年から平成2年まで」の0.78ポイント、「昭和40年から45年まで」の0.77ポイントに次ぐ大きさとなっている。なお、上昇ポイントの大きさは上昇期間の長さによるところもあり、今回の6年間の上昇を年平均でみると0.12ポイントで、「昭和61年から平成2年まで」の0.19ポイント、「昭和40年から45年まで」の0.15ポイントに比べ小さいほか、前回（「平成14年から18年まで」）の0.13ポイントに比べても小さい（表2）。

## ２．求人倍率の上昇を牽引する求人の増加

有効求人倍率の上昇ポイントを求人増加の要因と求職減少の要因に分解してみると、今回の有効求人倍率上昇の0.73ポイントのうち求人増加要因（寄与度）は0.54ポイントで、寄与率は74.2%となっている。過去においても有効求人倍率の上昇幅が大きい期間では、求人増加要因は大きく、今回の求人増加要因の寄与度の大きさは「昭和40年から45年まで」の0.67ポイント、「昭和46年から48年まで」の0.58ポイント、「昭和61年から平成2年まで」の0.56ポイントに次いでいる。また、今回の求人増加要因の寄与率は、「昭和40年から45年まで」や「昭和46年から48年まで」の高度経済成長期の値よりも小さいが、「昭和61年から平成2年まで」のバブル期の値よりも大きい。有効求人倍率の上昇には、求職者数の減少も影響しているが、経済拡張に伴う求人の増加によるものが主要な要因であると考えられる（図3）。

## ３．新規求人増加の産業別動向

求人の増加を新規求人数の動きでみると、今回の雇用情勢改善過程では34.0万人増加しており、前回の26.2万人の増加を上回り、産業別には、サービス業（広義）、卸売・小売業,飲食店などでの増加が大きい（図4）。

雇用情勢改善過程における産業別新規求人の増加の大きさを前回と今回で比べると、今回は、卸売・小売業,飲食店、サービス業（広義）、建設業などで増加が大きくなっている。また、雇用形態別にみると、卸売・小売業,飲食店、サービス業（広義）などではパートタイムの増加幅が拡大しており、建設業での増加はほとんどがフルタイムの増加によるものである（図5）。なお、雇用情勢改善過程の年数をもとに増加分の年平均値をみると、雇用形態計で建設業と卸売・小売業,飲食店の増加が前回を超えており、製造業の内訳では消費関連製造業で増加幅の拡大がみられた（参考表）。

## ４．増加が大きい医療，福祉の求人

今回の雇用情勢改善過程について、サービス業（広義）の内訳をみると、医療,福祉、サービス業（他に分類されないもの）などの増加が大きく、パートタイムでは特に医療,福祉での増加が大きくなっている（図6）。

新規求人数の産業構成の推移をみると、長期的には、サービス業（広義）の割合が高まり、製造業、建設業の割合に低下する動きがみられたが、今回の雇用情勢改善過程では、製造業、建設業の割合の低下に歯止めがかかり、サービス業（広義）の割合にもほとんど変化がみられなかった。一方、サービス業（広義）のうち医療,福祉では求人の大幅な増加により、医療,福祉の割合は長期的な上昇が続いている（図7）。

問い合わせ先
職業安定局雇用政策課
近藤　洋平
岸場　大輔　　直通：03-3502-6770

## 図１　有効求人倍率の推移

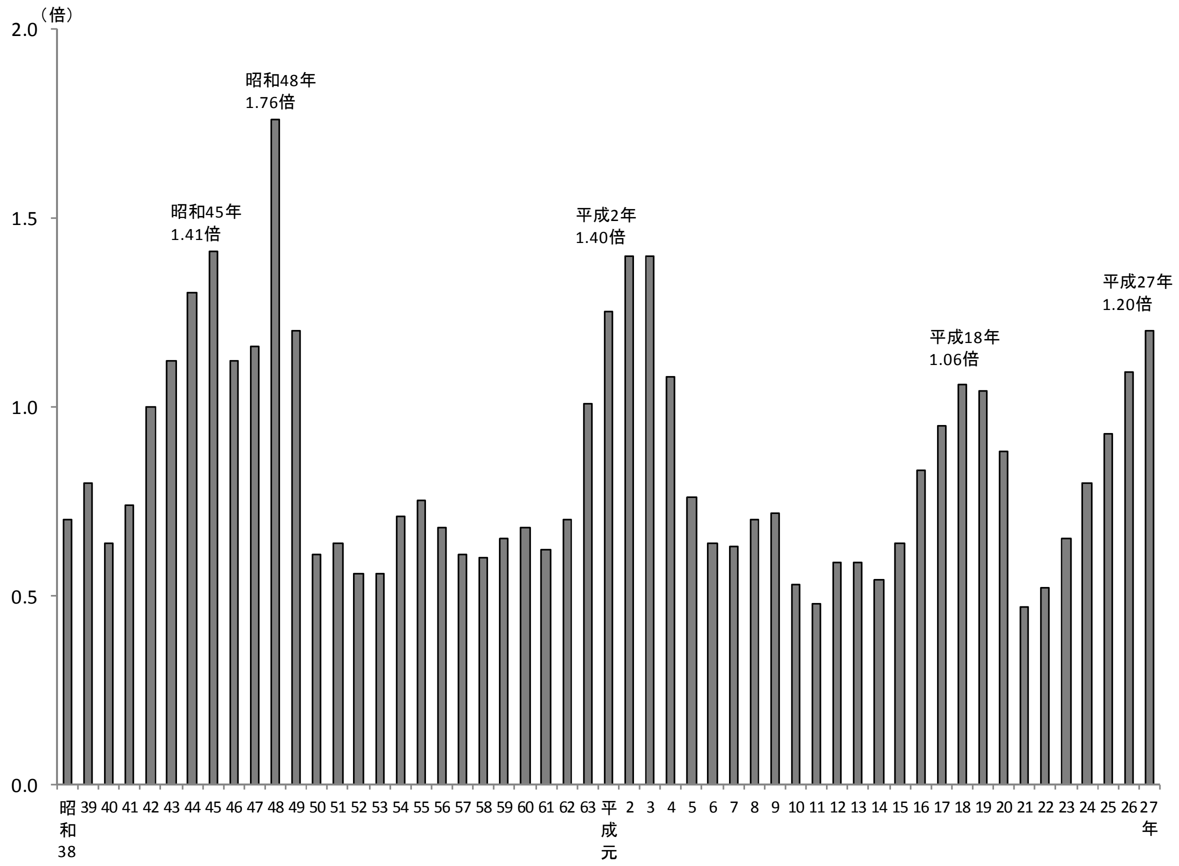


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

## 表２　有効求人倍率上昇過程の求人数と求職者数の変化

（単位：倍、万人、%）

| | 有効求人倍率 | （変化差）<br>［年換算］ | 有効求人数 | （変化率）<br>［年換算］ | 有効求職者数 | （変化率）<br>［年換算］ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和38年 | 0.70 | | 89.3 | | 127.7 | |
| | | （ 0.10 ） | | （ 15.4 ） | | （ 1.2 ） |
| 39 | 0.80 | ［ 0.10 ］ | 103.0 | ［ 15.4 ］ | 129.2 | ［ 1.2 ］ |
| 40 | 0.64 | | 79.4 | | 124.9 | |
| | | （ 0.77 ） | | （ 89.9 ） | | （ △ 14.4 ） |
| 45 | 1.41 | ［ 0.15 ］ | 150.7 | ［ 13.7 ］ | 107.0 | ［ △ 3.1 ］ |
| 46 | 1.12 | | 131.5 | | 117.8 | |
| | | （ 0.65 ） | | （ 49.3 ） | | （ △ 5.5 ） |
| 48 | 1.76 | ［ 0.32 ］ | 196.3 | ［ 22.2 ］ | 111.3 | ［ △ 2.8 ］ |
| 50 | 0.61 | | 94.3 | | 153.6 | |
| | | （ 0.02 ） | | （ 0.6 ） | | （ △ 3.2 ） |
| 51 | 0.64 | ［ 0.02 ］ | 94.8 | ［ 0.6 ］ | 148.7 | ［ △ 3.2 ］ |
| 53 | 0.56 | | 88.5 | | 157.4 | |
| | | （ 0.19 ） | | （ 27.4 ） | | （ △ 4.3 ） |
| 55 | 0.75 | ［ 0.09 ］ | 112.8 | ［ 12.9 ］ | 150.7 | ［ △ 2.2 ］ |
| 58 | 0.60 | | 106.8 | | 179.1 | |
| | | （ 0.08 ） | | （ 8.7 ） | | （ △ 4.7 ） |
| 60 | 0.68 | ［ 0.04 ］ | 116.1 | ［ 4.3 ］ | 170.7 | ［ △ 2.4 ］ |
| 昭和61 | 0.62 | | 108.6 | | 174.0 | |
| | | （ 0.78 ） | | （ 67.2 ） | | （ △ 25.6 ） |
| 平成2 | 1.40 | ［ 0.19 ］ | 181.5 | ［ 13.7 ］ | 129.4 | ［ △ 7.1 ］ |
| 平成7 | 0.63 | | 123.3 | | 195.4 | |
| | | （ 0.09 ） | | （ 21.1 ） | | （ 6.0 ） |
| 9 | 0.72 | ［ 0.04 ］ | 149.3 | ［ 10.0 ］ | 207.1 | ［ 2.9 ］ |
| 11 | 0.48 | | 120.7 | | 253.0 | |
| | | （ 0.11 ） | | （ 22.0 ） | | （ △ 0.9 ） |
| 12 | 0.59 | ［ 0.11 ］ | 147.3 | ［ 22.0 ］ | 250.7 | ［ △ 0.9 ］ |
| 14 | 0.54 | | 148.6 | | 276.8 | |
| | | （ 0.52 ） | | （ 54.4 ） | | （ △ 21.8 ） |
| 18 | 1.06 | ［ 0.13 ］ | 229.5 | ［ 11.5 ］ | 216.4 | ［ △ 6.0 ］ |
| 21 | 0.47 | | 130.9 | | 276.2 | |
| | | （ 0.73 ） | | （ 81.4 ） | | （ △ 28.3 ） |
| 27 | 1.20 | ［ 0.12 ］ | 237.4 | ［ 10.4 ］ | 197.9 | ［ △ 5.4 ］ |

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）　1）暦年値の有効求人倍率が継続して上昇する過程における底（最低値）と山（最高値）を示し、有効求人倍率の上昇の動向を整理したもの。平成2年の有効求人倍率は平成3年の値と同じであるが、有効求人倍率上昇過程の最高値という観点から平成2年の値を最高値とした。

2）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般で、有効求人数及び有効求職者数は月間平均値とした。

3）有効求人倍率の上昇過程は、景気循環日付における第5循環の拡張過程（昭和37年11月から39年10月まで）から第14循環の拡張過程（平成14年2月から20年2月まで）までは、概ね景気拡張過程に対応している。ただし、第15循環の拡張過程（平成21年4月から24年3月まで）以降については、暦年でみて有効求人倍率に低下がみられないため、平成21年から27年を一貫して有効求人倍率の上昇過程とした。

4）有効求人倍率の（　）内は上昇幅、有効求人数及び有効求職者数の（　）内は変化率（百分率）である。

5）有効求人倍率の［　］内は4）の（　）内をその期間で除した年平均の上昇幅、有効求人数及び有効求職者数の［　］内は4）の（　）内の年率換算値である。

## 図３　有効求人倍率上昇過程における上昇ポイントとその内訳

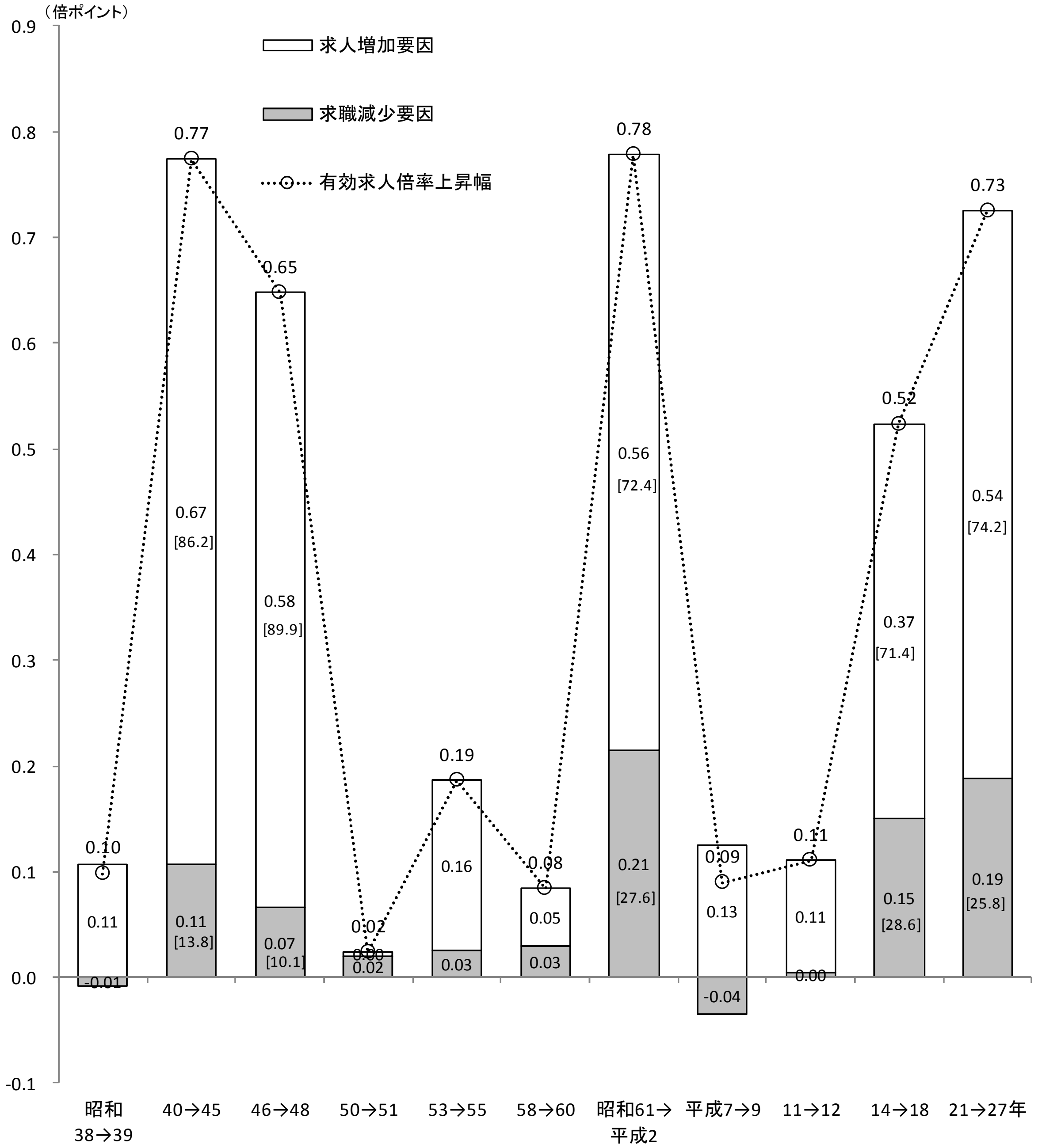


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに作成

（注）　1）求人増加要因と求職減少要因は次の要因分解式に基づいて算出している（O：有効求人数、A：有効求職者数）。

$$\triangle\left[\frac{O}{A}\right] = \underbrace{\frac{1}{A+\triangle A}\cdot\triangle O}_{\text{求人増加要因}} \underbrace{-\frac{O}{A(A+\triangle A)}\cdot\triangle A}_{\text{求職減少要因}}$$

2）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般を用いた。

3）有効求人倍率上昇ポイントが、平成14年から18年までの上昇の値（0.52ポイント）以上のものについて寄与度の下に[　]で寄与率を付した。

## 図４　産業別新規求人数の推移（平成８年から27年）

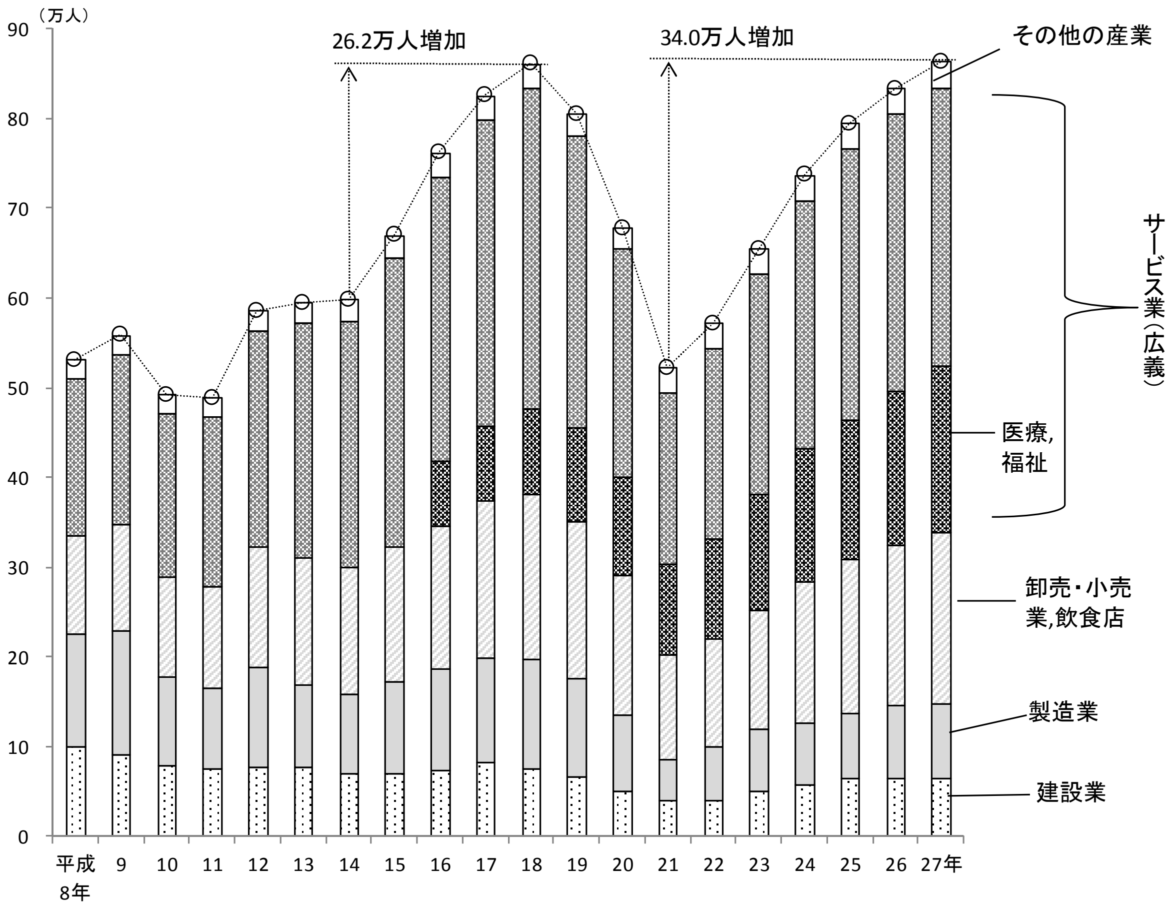


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）
1）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた（産業計の平成14年値は59.8万人、平成18年値は86.1万人、平成21年値は52.3万人、平成27年値は86.3万人）。

2）産業分類は平成8～15年（平成5年10月改定（第10回改定）の日本標準産業分類に基づくもの）、平成16～20年（平成14年3月改定（第11回改定）の日本標準産業分類に基づくもの）、平成21～27年（平成19年11月改定（第12回改定）の日本標準産業分類に基づくもの）の値が接合するように組み替えて表示した。

3）卸売・小売業,飲食店は平成5年10月改定分類の値に、平成14年3月改定分類の卸売・小売業、飲食店（飲食店,宿泊業の中分類）の計、平成19年11月改定分類の卸売業,小売業、飲食店（宿泊業,飲食サービス業の中分類）の計をあてた。

4）サービス業（広義）は平成5年10月改定分類の運輸・通信業、不動産業、サービス業の計、平成14年3月改定分類の情報通信業、運輸業、宿泊業等（飲食店,宿泊業から飲食店を除いたもの）、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業、サービス業（他に分類されないもの）の計、平成19年11月改定分類の情報通信業、運輸業,郵便業、宿泊業等（宿泊業,飲食サービス業から飲食店を除いたもの）、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の計とした。なお、医療,福祉は平成14年3月改定分類に基づき平成15年4月より把握されており、図では平成16年の値よりサービス業（広義）の内訳として表記した。

5）その他の産業は農,林,漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、公務（他に分類されるものを除く）・その他の計とした。

## 図５　雇用情勢改善過程における新規求人数の増加分（産業別）

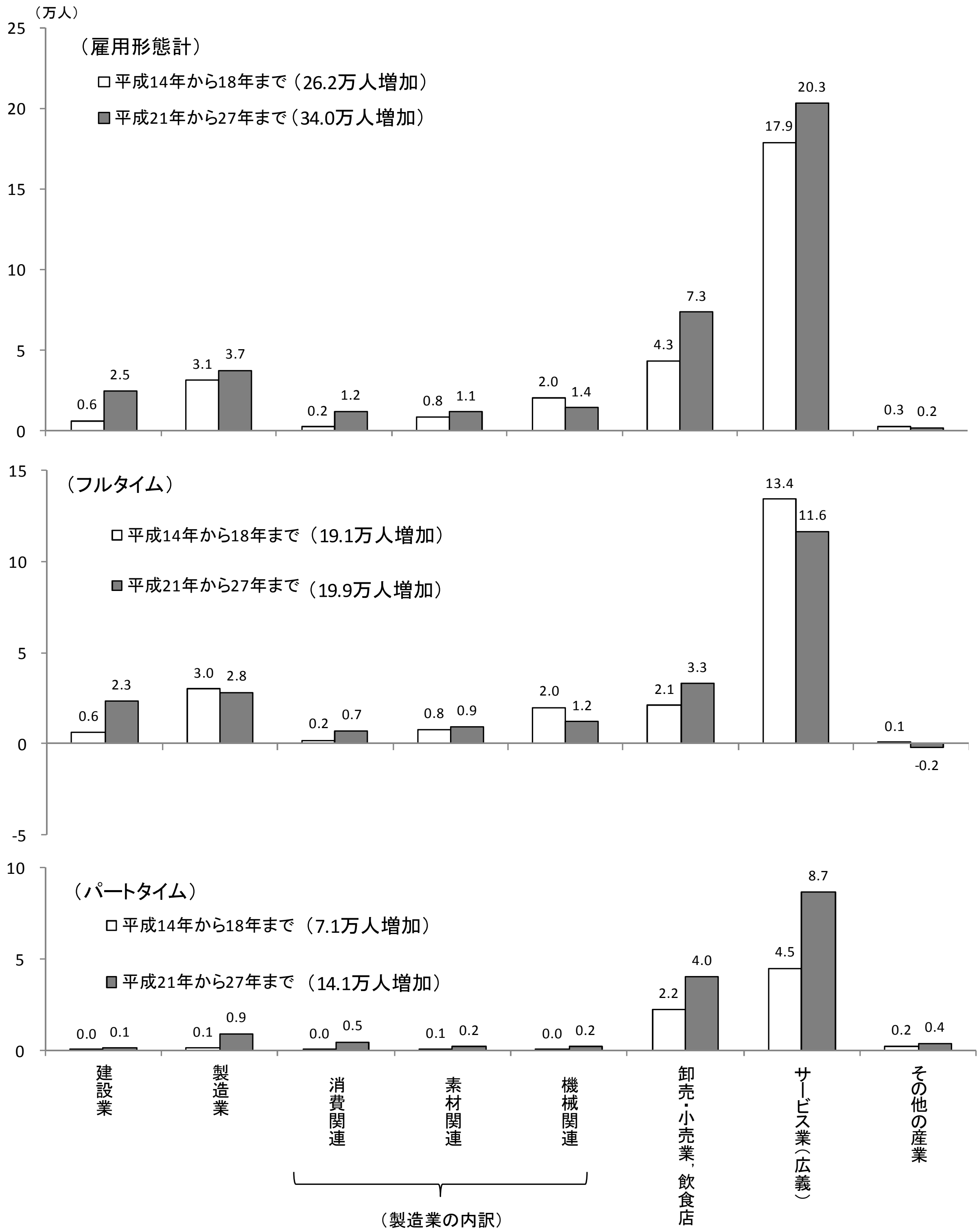


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）１）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた。
２）卸売・小売業,飲食店、サービス業（広義）、その他の産業の分類については、図4の（注）3）、4）、5)を参照。
３）製造業の内訳については、消費関連製造業は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業の計、素材関連製造業は、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業の計、機械関連製造業は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の計とした。

## 図６　新規求人数の増加分（サービス業（広義））の内訳（平成 21 年から 27 年まで）

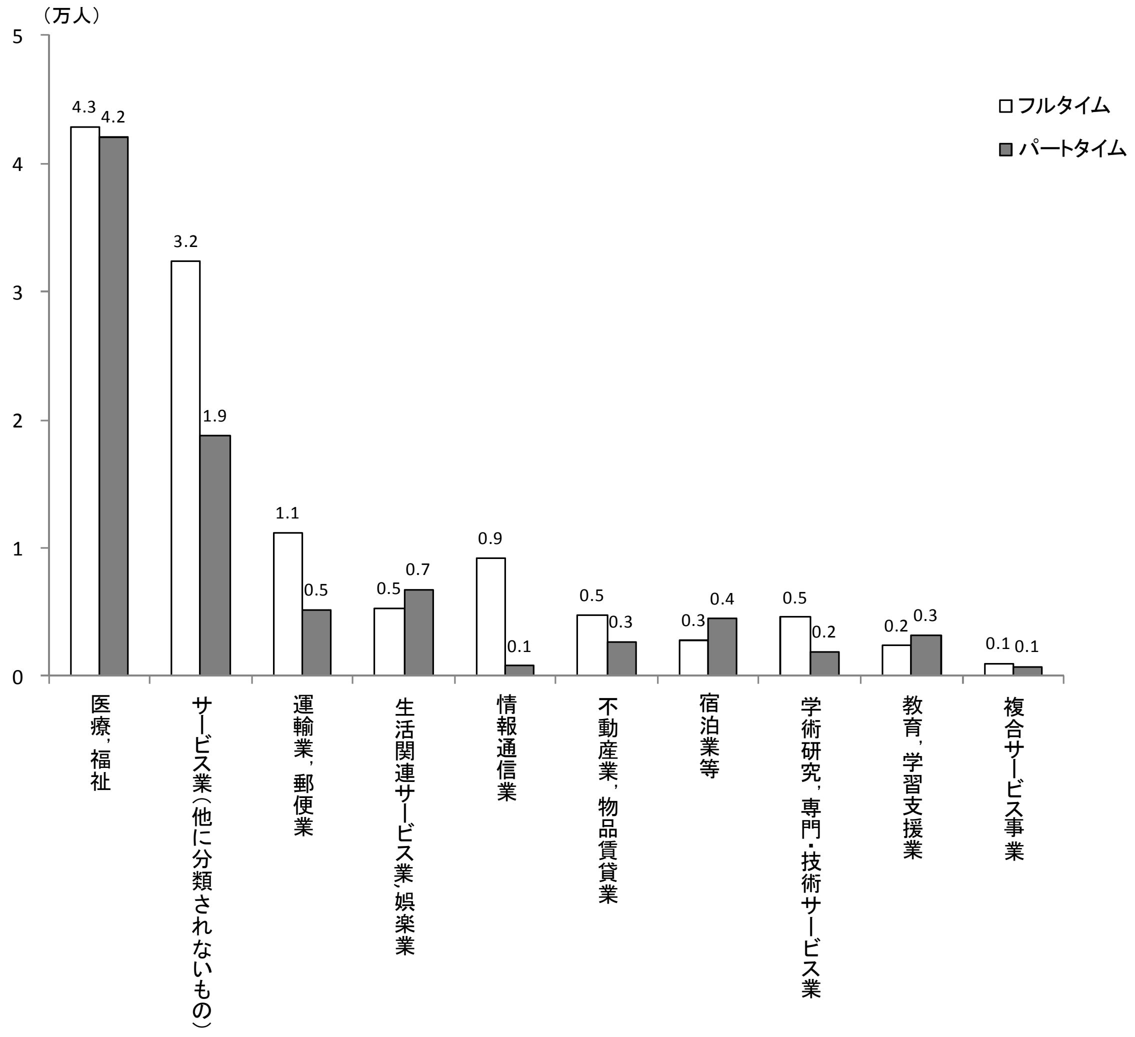


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」
（注） 1）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた。
2）サービス業（広義）の内訳については図4の（注）4）を参照。

## 図７　新規求人数の産業構成の推移

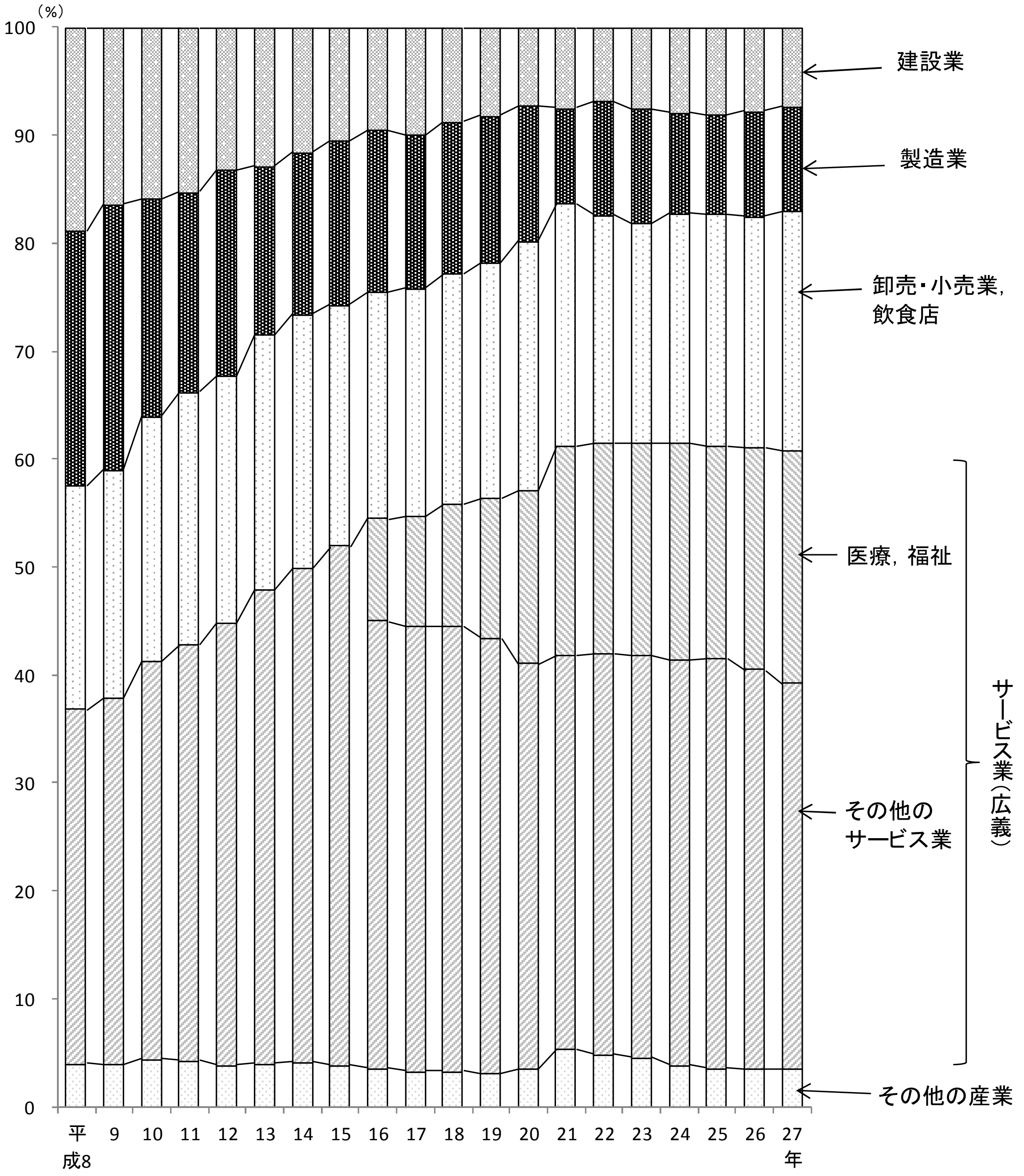


資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（注）１）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた。

２）卸売・小売業,飲食店、サービス業（広義）、その他の産業の分類については、図4の（注）3）、4）、5）を参照。

３）その他のサービス業は2）のサービス業（広義）から医療,福祉を除いたものとした。なお、医療,福祉は平成14年3月改定（第11回改定）の日本標準産業分類に基づき平成15年4月より把握されており、図では平成16年の値より表記した。

## 参考表　雇用情勢改善過程における新規求人数の増加分（産業別）

（単位：万人）

| | | 平成14年 | 平成18年 | 平成14年から18年までの増加分 | 平成21年 | 平成27年 | 平成21年から27年までの増加分 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 雇用形態計 | 産業計 | 59.8 | 86.1 | 26.2 ( 6.6 ) | 52.3 | 86.3 | 34.0 ( 5.7 ) |
| | 建設業 | 7.0 | 7.6 | 0.6 ( 0.2 ) | 3.9 | 6.4 | 2.5 ( 0.4 ) |
| | 製造業 | 9.0 | 12.1 | 3.1 ( 0.8 ) | 4.6 | 8.4 | 3.7 ( 0.6 ) |
| | 消費関連 | 3.4 | 3.7 | 0.2 ( 0.1 ) | 2.2 | 3.4 | 1.2 ( 0.2 ) |
| | 素材関連 | 2.1 | 2.9 | 0.8 ( 0.2 ) | 1.1 | 2.2 | 1.1 ( 0.2 ) |
| | 機械関連 | 3.4 | 5.5 | 2.0 ( 0.5 ) | 1.3 | 2.7 | 1.4 ( 0.2 ) |
| | 卸売・小売業,飲食店 | 14.0 | 18.4 | 4.3 ( 1.1 ) | 11.8 | 19.1 | 7.3 ( 1.2 ) |
| | サービス業（広義） | 27.4 | 45.3 | 17.9 ( 4.5 ) | 29.2 | 49.5 | 20.3 ( 3.4 ) |
| | その他の産業 | 2.5 | 2.8 | 0.3 ( 0.1 ) | 2.8 | 3.0 | 0.2 ( 0.0 ) |
| フルタイム | 産業計 | 39.6 | 58.7 | 19.1 ( 4.8 ) | 32.0 | 51.9 | 19.9 ( 3.3 ) |
| | 建設業 | 6.6 | 7.2 | 0.6 ( 0.2 ) | 3.6 | 6.0 | 2.3 ( 0.4 ) |
| | 製造業 | 6.1 | 9.1 | 3.0 ( 0.7 ) | 3.0 | 5.8 | 2.8 ( 0.5 ) |
| | 消費関連 | 1.9 | 2.1 | 0.2 ( 0.1 ) | 1.2 | 1.9 | 0.7 ( 0.1 ) |
| | 素材関連 | 1.5 | 2.3 | 0.8 ( 0.2 ) | 0.8 | 1.7 | 0.9 ( 0.2 ) |
| | 機械関連 | 2.6 | 4.6 | 2.0 ( 0.5 ) | 1.0 | 2.2 | 1.2 ( 0.2 ) |
| | 卸売・小売業,飲食店 | 6.6 | 8.7 | 2.1 ( 0.5 ) | 5.4 | 8.7 | 3.3 ( 0.5 ) |
| | サービス業（広義） | 18.5 | 31.9 | 13.4 ( 3.3 ) | 18.1 | 29.7 | 11.6 ( 1.9 ) |
| | その他の産業 | 1.8 | 1.8 | 0.1 ( 0.0 ) | 1.8 | 1.6 | △ 0.2 ( 0.0 ) |
| パートタイム | 産業計 | 20.3 | 27.4 | 7.1 ( 1.8 ) | 20.3 | 34.4 | 14.1 ( 2.4 ) |
| | 建設業 | 0.4 | 0.4 | 0.0 ( 0.0 ) | 0.3 | 0.4 | 0.1 ( 0.0 ) |
| | 製造業 | 2.9 | 3.0 | 0.1 ( 0.0 ) | 1.6 | 2.5 | 0.9 ( 0.2 ) |
| | 消費関連 | 1.5 | 1.5 | 0.0 ( 0.0 ) | 1.0 | 1.5 | 0.5 ( 0.1 ) |
| | 素材関連 | 0.6 | 0.7 | 0.1 ( 0.0 ) | 0.3 | 0.5 | 0.2 ( 0.0 ) |
| | 機械関連 | 0.8 | 0.8 | 0.0 ( 0.0 ) | 0.3 | 0.5 | 0.2 ( 0.0 ) |
| | 卸売・小売業,飲食店 | 7.5 | 9.7 | 2.2 ( 0.6 ) | 6.4 | 10.4 | 4.0 ( 0.7 ) |
| | サービス業（広義） | 8.9 | 13.4 | 4.5 ( 1.1 ) | 11.1 | 19.7 | 8.7 ( 1.4 ) |
| | その他の産業 | 0.7 | 0.9 | 0.2 ( 0.1 ) | 1.0 | 1.4 | 0.4 ( 0.1 ) |

資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

（注） 1）数値は新規学卒を除きパートタイムを含む一般の新規求人数を用いた。

2）パートタイムは1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いもので、雇用形態計からパートタイムを除いたものがフルタイムである。

3）製造業の内訳については、消費関連製造業は、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業の計、素材関連製造業は、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業の計、機械関連製造業は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の計とした。

4）卸売・小売業,飲食店については、平成14年の値は平成5年10月改定（第10回改定）の日本標準産業分類の値を、平成18年の値は平成14年3月改定（第11回改定）の日本標準産業分類の卸売・小売業、飲食店（飲食店,宿泊業の中分類）の計を、平成21年及び27年の値は平成19年11月改定（第12回改定）の日本標準産業分類の卸売業,小売業、飲食店（宿泊業,飲食サービス業の中分類）の計を用いた。

5）サービス業（広義）については、平成14年の値は平成5年10月改定分類の運輸・通信業、不動産業、サービス業の計、平成18年の値は平成14年3月改定分類の情報通信業、運輸業、宿泊業等（飲食店,宿泊業から飲食店を除いたもの）、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業、サービス業（他に分類されないもの）の計、平成21年及び27年の値は平成19年11月改定分類の情報通信業、運輸業,郵便業、宿泊業等（宿泊業,飲食サービス業から飲食店を除いたもの）、医療,福祉、教育,学習支援業、複合サービス事業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）の計とした。

6）その他の産業は農,林,漁業、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融・保険業、公務（他に分類されるものを除く）・その他の計とした。

7）（　）内は増加分を増加期間で除した年平均値である。